

「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」  
対象手続選定について

- 答申は、「年間 10 万件を超えるような手続」、「事業者から要望の強いもの」を例に出しつつ、「優先度の高い手続」の選定を求めている。
  
- 各府省には、対象手続として、旗艦事業となるようなものとして、
  - ・ 手続件数が特に多いものや、
  - ・ 事業者からの要望が強いものなどから、各府省数事業（関連する手続を一括して対象とする）選定するよう求めた。
  - ※ 各府省が旗艦事業として選定した手続（事業）について、しっかりと取り組んでもらう観点から、対象事業（手続）数は絞っている。
  
- 各府省から提出された対象事業をベースに、デジタルガバメントWG委員の意見を伺いつつ、
  - ・ オンライン利用率の各フェーズを入れる
  - ・ 各府省の所管手続数・件数（年間 10 万件以上）を踏まえる
  - ・ 幅広い類型の手続を含めるようにする  
（例：手続きの受け手、事業の種類など）等も考慮して、事務局において、各府省と調整。

## 【参考】規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日）抜粋

イ. 個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ

【令和2年度 目標の設定・計画の策定、可及的速やかに必要な措置】

### <基本的考え方>

これまで、行政手続のオンライン化等に係る取組は行われていたが、実際のオンライン利用率については、輸出入等関連手続や知財など一部の手続において高いオンライン利用率となっているものがあるものの、年間10万件を超えるような手続にあっても、多くがオンライン利用率20%未満又はオンライン化自体行われていない状況にある。

上記取組を進める観点から、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情に即して、大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、取組を進めるべきである。

### <実施事項>

各府省は、それぞれの所管する行政手続のうち、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、可及的速やかに取組を行うべきである。この場合において、取組の対象は、当該手続単体ではなく、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、対象となる手続に係る事業全体とする。

取組に当たっては、目標オンライン利用率を定めるだけでなく、オンライン利用率を引き上げる上での課題を分析した上で、必要な取組を明らかにし、課題解決のための中間的な指標をKPIとして設定した上で、各府省自ら、定期的に取り組の進捗状況等をチェックし、取組の見直しを行うことにより、PDCAサイクルを確立するものとする。その際には、利用者目線からの第三者的なチェックを受ける機会を設けることも原則とする。また、取組の進捗状況、デジタル技術の進展、社会の変化等を踏まえ、目標オンライン利用率の引上げや目標期間の短縮等の措置を取るものとする。

規制改革推進会議は、各府省に対し、優先順位が高い手続の選定及び現在のオンライン利用率を踏まえた高い目標設定を求めるとともに、各府省の取組内容及び他のKPI等をチェックし、デジタル化を妨げる要因について、その解決を求めるものとする。

オンライン利用率引上げ対象手続（案）

資料2-1（別添）

	取組対象	手続の受け手 (国or地方)	年間手続件数	オンライン利用率（現状）
内閣府	・児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	国または地方	・971万件（推計値）	・オンライン手続件数の記載なし
警察庁	・道路使用許可の申請 ・自動車の保管場所証明の申請（自動車保有OSS） ・免許証の再交付の申請	・地方 ・地方 ・地方	・357万件（道路使用許可の申請） ・786万件（自動車の保管場所証明） ・58万件(免許証の再交付申請) ※（平成30年1月～12月）	・0.2%（道路使用許可の申請） ・12.7%程度（自動車の保管場所証明） ・未実施（免許証の再交付申請）
金融庁	・役員又は主要株主の売買報告書の提出 ・少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出	・国 ・国	・33,521件（役員又は主要株主の売買報告書の提出） ・10,736件（少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、変更届出）	・未実施（役員又は主要株主の売買報告書の提出） ・1.9%（少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、変更届出）
総務省	・電子契約（電子入札とともに審議） ・中小法人における法人住民税・法人事業税の電子申告（eLTAX）の利用率 ・自動車税関連手続（自動車保有OSS）	・国 ・地方 ・地方	・記載なし（電子契約） ・388万件（中小法人の法人住民税・法人事業税の申告） ・1,082万件（自動車税環境性能割の申告等手続）	・記載なし（電子契約） ・70.4%（中小法人の法人住民税・法人事業税の申告） ・24.6%（新規登録に係る自動車税環境性能割の申告等手続） ・0.4%（移転登録に係る自動車税環境性能割の申告等手続）
法務省	・在留申請手続関連 ・商業・法人登記関連 ・不動産登記関連	・国 ・国 ・国	・63万件（在留資格認定証明書の交付申請） ・3,672万件（商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等） ・1億7,635万件（不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等）	・未実施（在留資格認定証明書の交付申請）※令和2年3月からオンライン化済 ・39.6%（商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等） ・87.5%（不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等）
財務省	・国税申告手続（法人税・消費税（法人）） ・納付手続（申告手続と併せて審議）	・国 ・国	・274万件（法人税申告） ・200万件（消費税申告（法人）） ・4,514万件程度（納付手続全体の件数）	・82.9%（法人税申告） ・82.6%（消費税申告（法人）） ・23%程度（納付手続（電子納税のほか振替納税及びクレジットカード納付を含む））
文科省	・就学支援金受給資格認定の申請 ・保護者等収入状況の届出（就学支援金受給資格認定と併せて審議）	・国または地方 ・国または地方	・100万件程度（推計値）（就学支援金受給資格認定の申請） ・300万件程度（推計値）（保護者等収入状況の届出）	・オンライン手続件数の記載なし
厚労省	・厚生年金保険関連手続 ・雇用保険関連手続 ・求人申込み等（職業安定法） ・営業許可の申請等（食品衛生法）	・独法等 ・国 ・国 ・地方	・5,675万件（健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届） ・844万件（雇用保険被保険者資格取得届） ・660万件程度（求人の申込み） ・約30万件程度（営業許可の申請）	・21.8%（健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届） ・31.8%（雇用保険被保険者資格取得届） ・30.2%（令和2年8月）※令和2年1月からオンライン化 ・未実施（営業許可の申請）※令和3年6月からオンライン申請開始予定
農水省	・所管の全行政手続（共通申請サービス）（約3,000手続）	国または地方	・約300万件（行政手続のみ）	・所管の全行政手続について、令和4年度までに順次「農林水産省共通申請サービス」に搭載する
経産省	・経営力向上計画の申請等手続 ・中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済	・国 ・独法等	・20,205件（経営力向上計画の申請、変更申請） ※経済産業省単管案件のみ ・54,129件（中小企業倒産防止共済 契約の申込み） 105,188件（小規模企業共済 契約の申込み） ※令和元年度実績	・e-Govによるオンライン利用率は0.2%（経済産業省単管かつ新規申請のみ対応） ※令和元年度実績 ※経営力向上計画申請プラットフォームによる電子申請受付は経済産業省を含む一部省庁において令和2年4月開始（経営力向上計画の申請、変更申請） ・オンライン化に向けシステムを更改準備中（中小企業倒産防止共済、小規模企業共済）
国交省	・建設業の許可に係る手続（経営事項審査と一括審議） ・自動車の新規登録・移転・抹消・変更登録（自動車保有OSS） ・建築確認等（建築確認、建築設備の定期検査の結果の報告、昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続の電子化）	・国または地方 ・国 ・地方等	・77,739件（建設業の許可）137,810件（経営事項審査） ・1,649万件（自動車関連手続） ・59万件（建築確認） ・81万件（昇降機等の定期検査の結果の報告） ・24万件（建築設備の定期検査の結果の報告）	・未実施（建設業許可、経営事項審査） ・24.6%（自動車の新規登録） ・0.4%（自動車の移転・抹消・変更登録） ・8%（建築確認） ・調査中（建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告）
環境省	・産業廃棄物のマニフェスト制度 ・犬と猫のマイクロチップ情報登録	・地方 ・国	・約5,000万件（想定） ・約140万件（想定）	・58%（産業廃棄物のマニフェスト制度）※平成30年度時点 ・未実施（システム構築中）（犬と猫のマイクロチップ情報登録）

※件数やオンライン利用率等は、主に「行政手続等の棚卸結果（平成30年度末時点）」の記載を基に規制改革推進室でまとめたもの